

第 5 次総合計画第 3 期中期計画

宇治市総合計画審議会

第 2 回教育福祉専門部会

議事要旨

宇治市

宇治市総合計画審議会

第2回教育福祉専門部会 議事要旨

<開催年月日>平成29年10月8日(日) 18時～

<開催場所>市役所8階大会議室

<出席者>

・委員

築山 崇	京都府立大学 学長
酒井 久美子	京都ノートルダム女子大学現代人間学部 准教授
青木 賀代子	京都府健康福祉部 副部長
曾谷 武	(社福)宇治市社会福祉協議会 副会長
松本 嘉一	宇治市連合喜老会 副会長
池田 路子	市民公募委員
栗木 恭二	市民公募委員

・総括企画主任

星川 修	福祉こども部 部長
藤田 佳也	健康長寿部 部長
岸本 文子	教育部 部長

<事務局>

岩本 裕子	所管副部長(政策経営部 副部長)
秋元 尚	審議会事務局長(政策経営部政策推進課 課長)
本間 雅人	審議会事務局員(政策経営部政策推進課企画係 係長)
井上 卓也	審議会事務局員(政策経営部政策推進課企画係 教育福祉専門部会担当)

<審議会次第>

1. 開会
2. 第3期中期計画財政見直しについて
3. 第3期中期計画小分類(案)について
4. その他
5. 閉会

<会議内容>

1. 開会

【事務局】 それでは、会議を始めさせていただきたいと思います。

◇配布資料の確認

◇欠席者の説明

それでは、部会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

【部会長】 みなさん、どうもご苦労さまです。

前回、大変熱心にたくさんのご意見を頂戴しました。本日は、前回の各種のご質問、ご意見を踏まえて、事務局で一旦修正案をつくっていただいております。1つは修正案について、再度お目通しいただきながら改めてご意見を伺うということと、前回の内容に加えて、新たに全体を通じてご質問、ご意見等ございましたらお聞きをするということで、本日は進めてまいりたいと思っております。

◇傍聴申請の許可

2. 第3期中期計画財政見通しについて

【部会長】 今日は、前回のご意見を踏まえての修正案の意見に入る前に、まず財政見通しについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局より説明)

【部会長】 ありがとうございます。

第3期の4年間を通じて85億円の収支不足という、非常に厳しい状況を念頭に置いて計画も考えていく必要があるということということです。

何かご質問等ございましたら、幾つかお願いしたいと思います。

【委員】 大体経常収支比率98.8%は異常ではないですか。城陽市が99.8%ですが70%ぐらいが経常収支としては一番良好だと言われていますが、どこを修正すれば改善していくのでしょうか。市民の高齢化が進み、年金生活に陥ると、市民税はものすごく減ってくると思いますので、どこからお金を都合してこられるのか。今の法人市民税も、今の状況では期待できるところがありません。

ただ、1つ思うのは、同じお隣でも久御山町は逆に不交付団体ですので、必要な部分を

見直したら固定資産税が入ってくるところが増えるのではないかと思います。

【部会長】 収支の比率のところに関わってのご質問でした。まとめて説明いたさうと思いますが、他にご質問ございませんでしょうか。

【委員】 義務的経費の割合が他と比べて高いというご説明でしたが、分かりやすい理由はありますか。

その関連で、扶助費のところも少し高くなっていますが、福祉に手厚ければ扶助費がたくさん必要なのかとは思いますが、それも分かりやすい理由があれば教えてください。

【委員】 新聞でも、4年間で85億円不足で、人件費や扶助費がどんどん上がってきている旨が報道されております。例えば、職員の給与水準も全国の市町村で2位と高いこと、また、公共施設等総合管理計画で、物件費の削減について、公共施設の総面積の2割を削減することが公表されておりました。人件費もそうですが、物件費も適正化をじっくり検討していただく必要があると思います。

公共施設総合管理計画を見てみると、小学校の水道料金が出ていました。1人当たりの水道料金の高いところと低いところがあり、平均まで下げるにはどうしたらいいのでしょうか。設備に関しては、本当に徹底的に見直し、比較検討をして、どう対策を打つのかを徹底的にやっていただきたいです。そういうところで削減できる可能性は十分あると思います。

例えばエレベーターの保守料だけでも、年間2,100万円かかっていたものが、実際は1,000万円ぐらいでできるというお話もあります。お金を生むところはまだまだあるとは思われますので、本気になって削減をして、扶助費、人件費等の資金の捻出をしっかりとやっていただきたいと思います。

【財務課長】 経常収支比率の98.8%は、宇治市におきまして、この10年の中で一番高い水準になっています。傾向から申し上げますと、平成13年ぐらいの時には、経常収支が大体85%ぐらいでした。そこから、法人税収等が落ちる中で徐々に90%台になり、直近では5年連続で上がっているという状況になっており、財政当局も今回の経常収支比率を非常に深刻に受け止めています。

そして、経常収支比率が増える、扶助費が上がる要因は、6ページで扶助費についてのこの10年間の推移を書いています。生活保護費につきまして、人口に占める保護世帯、保護人員の数でいきますと、府内2番目の保護率になっていますので、他よりも生活保護費がたくさんかかってくるという見方ができます。また、保育所に入所できる方を増やし、定員を拡大するというのは、待機児童対策ということで児童福祉費の扶助費に直結するところでもあります。このように子ども手当の施策が増えたり、待機児童対策を着実にやることによって経費がかかるという側面もあります。

経常収支比率は、大体70%から80%ぐらいが都市の平均ということですが、京都府内全体で割と90%を超えてきており、これからまた増えてくるというのは共通問題ではないかと考えております。

また、お隣の久御山町は不交付団体ですが、おそらくは法人税収等が多いので、そういった形になるかと思えます。例えば、土地利用の関係を、新たに企業さんが来られるような状況にするという施策も考えられますし、第3期中期計画の中で、次の税収を増やす取組をしっかりと検討していかなければならないと思っています。歳出につきましても、無駄を省きもう少し見直しを図るべき項目も多数あるので、そういったものを徹底的に見直ししていく必要あるかと思えます。

今回の財政見通しの中ではそういったことを着実に実行することによって、何とか収支の均衡に努めてまいりたいと考えています。

【事務局】 公共施設等総合管理計画ですが、9月に策定いたしまして今後30年間を見越した計画で、その期間中で公共施設の20%を削減するということです。教育福祉の専門部会に関わる部分で施設がありますので、今回の文言を修正させていただいて、この3期中にでもそういった施設の統廃合や他の施設との複合化なども、「整理」していくという表現も入れ、財政状況がかなり厳しい中で、そういった取組も進めていきたいということ考えております。

総務専門部会でも、財政見通しの件についてはいろいろご議論いただきまして、やはり財政健全化に向けた取組が必要というご意見をいただいております。それについては、行政改革審議会という機関がありまして、そちらからも、大綱の案が今後出てまいりますので、それを踏まえ、総務の専門部会の第3回目で、行革にどう取り組んでいくのかは議論していただくことになっております。

【部会長】 ありがとうございます。

歳入の市税収入で、平成21年から22年のところで目立って市税収入が落ちていますが、大きな事業所が閉鎖になるといった形での、法人税の減があったということなのでしょうか。

【財務課長】 特定企業等の動きは申し上げにくいところではありますが、閉鎖ではなく業績の悪化によって、それまでの税収が落ちたという形でご理解いただけたらと思います。

【委員】 人件費が19.5%になっていますが、正職員の方の人件費ですね。あと、再雇用や非正規の方はここに入っていないと思いますが、合算するといくらくらいになりますか。また、公債費、債務が約500億円ですね。この500億円は、今の宇治市の予算から見てどうなんですか。

【財務課長】 人件費につきましては、我々職員の職員給、議員さんの報酬をはじめ、色々な専門委員の報酬も入っています。施設の管理をされます嘱託等の非常勤についても一部入っています。なお、臨時職員の賃金については、この人件費には含まれておりません。その部分を入れますと、若干プラスになるとは思いますが、数字はご用意できていません。

13ページに、第3期中期計画期間の市債現在高の見通しということで、454億円と

いう形で書いています。宇治市の一般会計が約600億円で、会計規模からいたしますとその中には納まっていますし、どちらかというところ、少ないほうだと認識しているところだと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

ここで一旦財政の質疑は終わらせていただきたいと思います。

3. 第3期中期計画小分類（案）について

【部会長】 第3期中期計画小分類（案）についての審議に移りたいと思います。ここでは、前回の専門部会も含めてご意見いただいた内容をもとに、修正案が今日出てきておりますので、それについての説明を受けた上で、改めて審議をしたいと思います。

前回と同じように、3つに分けてお願いしたいと思います。それぞれ区分ごとに説明の後に審議ということで行きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

（事務局より説明）

【部会長】 ありがとうございます。

今説明がありました中分類1、3の修正内容について、何かご意見がさらにございますでしょうか。

【委員】 学区福祉委員会があり、22の学区福祉委員会が存在していますが、今日、木幡学区で臨時総会が開催されて、担い手がいないということで、学区福祉委員会を解散するというのが議題として出され、圧倒的多数で可決されてしまいました。これから他の学区に波及するおそれもありますので、それについての記述があればありがたいと思います。

【委員】 最初のページ、85ページ、全体というところの変更後の3行目の終わりのほうに、「高齢者・子育て世帯・障害者等の要支援者を、地域全体で支え合う地域福祉」と書かれていますが、読み方によれば、高齢者、子育て世帯、障害者は全て要支援者という誤解が出ませんか。

それから、要支援者というと、介護保険の要介護・要支援と非常に混同しやすい面もあります。福祉は、要支援者だけを対象にするものではないわけです。種々の状況にある人々が、互いに地域全体で支え合っていくという言葉が大切なのではないかと思います。要支援者だけを助けるわけではないので、言葉の選択に疑問を感じます。

【福祉子ども部長】 学区福祉委員会の解散の件ですが、「一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている」ということが表現されておりますので、このままで行かせていただきたいと思います。先ほどの問題は、私も非常に大きな課題と考えております。

要支援の表現ですが、「の要支援者を」を取ってしまうのも1つかと思います。「若者・高齢者・子育て世帯・障害者等を、地域全体で支え合う」が。

【委員】 地域全体、互いに。

【福祉こども部長】 それは事務局でもう1回調整させていただきたいと思います。

【委員】 京都府がよく「共生社会」という言い方をしています、一方的にどちらかが支えて支えられるということではなく、みんなが互いに支え手であり、支えられる側であるような意識で進めることが多いです。

【部会長】 今の前段の部分のところは、要支援ということを取って、「等を、地域全体で互いに」が、表現としては一番しっくりくるように思います。

学区の社協は、暮らしにより身近なところに支え合いの関係を作っていくということが非常に大事ですので、今回、一旦住民の方々の総意で取り決められましたので、また今後の展開の中では新たな可能性を探っていただければと思います。

また後ほど全体の時間を取りますので、2番目の区分に進めたいと思います。説明をお願いします。

(事務局より説明)

【部会長】 前のご指摘がありました中分類の4、5、6、7の修正案を説明いただきましたので、さらにご意見などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 障害者のバリアフリーについて、「バリアフリーに努める」だけでは情がないのでもう少し表現を考えてほしいという気がします。

それから、121ページ、大分類3中分類5小分類1「障害者福祉の充実」というところで、3行目から4行目にかけて、「障害者が、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるように」と書いてありますが、こういう受け身な姿勢で行くのではなく、まずは障害者が自立して社会的活動に参画をし、参加するんだという面を書く必要があるのではないかと思います。

それから、もう少し後に、「市民・事業者に対して、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難を取り除くため」という表現があるのですが、障害や困難は、障害者であることに起因しているのか。科学的、経済的に貧困であったり社会的、心理的な偏見によって障害や困難は発生するのであって、足が不自由だから、目が見えないからということで起こってくるものではないはずだと思います。根本的なところで、記述が違っているのではないかと私は思います。

【福祉こども部長】 最後のところで、確かに障害者であることに起因するのではなく、我々の社会そのものにバリアがあるという捉え方をしておりますので、表現はもう少し考えさせていただきたいと思います。

そして、「支援を受ける」というところ、少なくとも「支援を利用できる」などそういう表現に検討させていただきます。情がないのではということでしたが、共生社会という表現がありました、まさに事務局としてはそういう意識の中で日々業務を進めておりますが、ご指摘を真摯に受け止め、再度検討したいと思います。

【部会長】 情緒的な表現は採りにくいかと思いますが、客観的な事実、観察できる事実だけが並んでいるだけでは、非常に冷たい感じを受けるということです。後段の、「受けられる」ところが「利用」であったり、「特徴」であるとかは「必要」とかいう形で、より主体性をきちんと位置付けた表現をお考えいただければと思います。ただ、合理的配慮に関しては、法律との関係もありますので、整合性は確認をいただく必要があるかと思えます。

【委員】 7ページの記載を変えていただいたところで、基本的に会話というか、コミュニケーションがうまくできるための色々なものが挙がっていると思います。外出支援や、ガイドヘルパー、車椅子の人の介助など、細かいことを言い出したらあるわけで、コミュニケーションのところだけに焦点を当てられている理由があるのかなのか、その辺のところを教えていただきたいと思えます。

【部会長】 おそらく、取組の方向の「社会参加の促進」というタイトルで、国の関係かと思えますが、いかがでしょう。

【障害福祉課長】 取組の方向3番「社会参加の促進」という項目とは別に、2番で各種福祉サービスの充実という項目や、例えば移動の支援や、交通費助成等については、この各種福祉サービスの充実に入るといった構成にさせていただきました。その割には、具体的なところが福祉サービスの充実に入っておりませんが、かなりたくさんのメニューがあり、書き切れなかったというのが実情です。

【部会長】 3の社会参加の促進に関しては、やっぱりコミュニケーションで、参加の上で非常に大事な話になってきますので、ご指摘の件は、2番のところに表現ができればと思います。

【委員】 7ページの分類3中分類5小分類1の方向3、手話条例の件です。手話については、世界言語ですので、宇治市もそういったことに積極的に取り組むべきで、京都府内では京都市と城陽市と向日市が手話条例を制定されていますが、制定に対してはいつも検討という形で終わっているような気がしますが、大きな障害があるのですか。

【福祉こども部長】 手話言語条例については、宇治市はずっと検討をしており、12月議会に提案する方向で調整を進めております。原案についての修正部分がないかどうかをこれから精査して、さらに準備を進めてまいりたいと考えております。

8月現在で言いますと、都道府県等も含めまして101団体ほどが制定をされていると認識しております。

【部会長】 そこまで決まっていたら、「制定の準備を進めます」と書いても良いと思えます。

【福祉こども部長】 当然、その時点時点でまた表現は変わっていくと考えておりますので、最終的には、「条例に基づき、普及を進めてまいります」ということに表現が変わってくると考えております。

【委員】 先ほどのコミュニケーションの関係ですが、もう1つ、拡大写本をできたら入れてもらえないでしょうか。

【障害福祉課長】 ほかに、数を挙げると細分類、職種などいろいろ分かれていきますが、入れる方向で検討いたします。

【部会長】 生活保護に係る「助長」という表現ですが、生活保護法で非常に古い時期、戦前から「自立助長」という言葉が実は使われているそうですが、昨今では他の自治体等で、「自立助長」、型どおりの古い法律の表現ではなくて、自立の促進や支援という表現が使われているので、今回の提案になっていると補足させていただきます。

中分類の4、5、6、7の修正に関してはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 次に、大分類4の説明をお願いいたします。

(事務局より説明)

【部会長】 いかがでしょうか。

【委員】 前回、私は病院に入院している子どもについて質問をいたしましたが、全く今回も触れられていません。教育委員会にお尋ねしますが、長期欠席の子どもはどのような状態になるのでしょうか。例えば人数的に、不登校、病気、重い障害などによる長期欠席の子どもさんの状況はどうなっているのでしょうか。

追加して言いますと、長期のお子さんに、例えばベテランの退職をした先生や、将来学校の教員になりたいと思っている学生などのボランティア活動によって、課題に沿った教育が受けられるということになったら、素晴らしいではありませんか。そういうことをぜひ教育委員会で考えていただきたいと思っております。

【部会長】 今のご意見、大分類4中分類1小分類3の取組の方向3について、もう少し記述の内容を再考いただいて、次回改めてご提案いただければと思います。

何か今日の時点でありますか。

【教育支援課長】 先ほど質問ありました28年度の長期欠席の状況について、小学校で22名、中学校で26人が病気による長期欠席となっております。

【部会長】 比率も分かりますか。

【教育支援センター長】 次回までに病気についても、全体からのパーセントをお示ししたいと思います。

それから、ボランティアや、退職教員がどの程度の頻度で入院先の病院に行けるかについては、なかなか難しいところがございますが、検討していきたいと思っております。

【部会長】 それぞれの子どもさんの状況に合わせた形で、今の条件でできる支援、対応はどういうものがあるのかを、お考えいただければと思います。

【委員】 病気で学校に行けない、入院しているような子どもさんには、支援学校でも病弱児のクラスがあったり、最近かなり加配の先生に、訪問していただいて、勉強しているという話も聞きますので、少しずつではありますけれども、理解も進み、対応も進んでいるのではないかと思います。うまくこの計画に幾つかでも入れたら理想的だと思います。

【部会長】 宇治市総合計画審議会委員意見シートからのご意見は、次のタイミングで大分類4中分類2小分類2のところも修正が入るということでしょうか。

【教育部長】 つい先日、市民環境部会でこういうご意見があったということを手にしたところですので、内部での検討がまだできておりません。次回までにまた整理をさせていただきたいと思いますが、ワールドマスタースなどのスポーツ大会の誘致も今されておりますので、そういった表現を書き加えるのは検討すべきものだと考えておりますので、少し整理をさせていただきたいと思います。

補足で、不登校の宇治市の傾向でございます。今、具体的に数字は持ち合わせておりませんが、30日以上の不登校、小学校も中学校も、宇治市の場合は全国平均よりもかなり多い状況です。不登校の理由は、社会の状況の変化によって、ご家庭の事情であったり、お子さんが抱えておられる問題であったりいろいろございますので、少しでもそれが改善されるようにスクールソーシャルワーカーを配置したり、京都文教大学の臨床心理を学んでおられる大学院生の方を、心と学びのパートナーということでかなり以前から活用させていただいて、個に応じた対応にできる限り努めているところでございますので、今後もきめ細かな対応ができるような取組は継続していきたいと考えております。

【生涯学習課長】 宇治市スポーツ推進計画というアクションプランを、平成27年3月に策定しております。その文言もあわせまして、どういった表現が適切になるかは、部内で検討してまいりたいと考えます。

【委員】 前回、いじめや虐待問題に絡め、障害者や認知症の方への理解も大事ではないかということで、学校教育や生涯学習などの場面での、福祉教育や啓発活動について、どこかに文言を入れていただけるというお話だったと記憶しているのですが、ご説明いただきたいと思います。

【部会長】 お考えいただいている間に、委員の質問をあわせてお願いします。

【委員】 前回に、太陽が丘を宇治市民が気軽に利用できるようにしたいという趣旨の意見があったと思いますが、宇治市総合計画審議会委員意見シートには、太陽が丘を利用して、大きな大会を誘致して、観光客を増やそうというレクリエーションの分野が書いてあって、太陽が丘を市民がどう活用するかということが書かれていませんが、観光客を増やそうという取組を大分類4中分類2小分類2に入れるのは趣旨が違うように感じます。

【部会長】 それの分類の項目によって、書きぶりが多分変わると思いますので、そ

の辺りは次回までに調整いただきたいということでお願いします。

【委員】 教育福祉専門部会として、第3期中期計画と公共施設等総合管理計画の整合性の確認ですが、1ページの「ふれあいセンターについては、他の施設との複合化や統廃合により整理を図ります」ということは、ふれあいセンターを廃止するというものでいいでしょうか。

それと、公民館について、「宇治公民館は他の施設との複合化や他の施設への機能移転により対応し」となっていますので、ここも廃止という方針が総合管理計画で出ているということでしょうか。

特に耐震性に問題があるということでは、ずっと以前から公民館については宇治市の中でも話題に上がっていきまして、安全のために廃止するという方針が、総合管理計画の中で出たということでは理解してよろしいでしょうか。

【部会長】 ここで一旦区切りまして、今の三人のそれぞれのご質問について、担当のところから説明いただければと思います。

【教育支援課長】 まず、いじめに関しましては、教育の学校現場では困難な事象ということで、書かせていただいております。ページ数は147ページ、取組の方向7に付け加えさせていただいたところです。虐待に関しましては、もともと105ページ、大分類3に虐待に関する記載がありまして、重複することもありますので、教育の分野では記載はさせていただいておりません。

あと、啓発につきましては、もう一度内容を確認させていただいて、記載できる内容であればまた調整させていただきたいと思っております。

【事務局】 公共施設等総合管理計画そのものには、どの施設を廃止など具体的には書いておりませんで、全体としての方向性だけです。「ふれあいセンターは、耐震性に課題があることから、利用実態から鑑みの中で、他の施設との統廃合を検討します」とあり、今回取組の方向に、「ふれあいセンターについては、他の施設との複合化や統廃合により整理を図ります」ということです。廃止かとお尋ねになりましたが、まだ具体的にどうなるとは言えず、4年間の中で示していくということになります。ただ、全体としては、市の公共施設全体で20%の削減ということで、そういった方向性を十分考えながら検討するということです。

【委員】 ターゲットを絞ったということですか。

【事務局】 そうですね。たくさん施設がある中で、全部一気ににはできませんので、やはり耐震性の課題のあるところを中心にターゲットを絞って、こういった施設について具体的にして、この3期の中では何らかの方向性を出していくということです。

【委員】 公共施設の資料は、どこから出てきて、この修正になったんでしょう。

【事務局】 公共施設のものは政策経営部が所管していますので、政策経営部と、あと担当課、担当部局とで調整した上で、宇治市としての方針で修正案を出させてもらっています。

【委員】 一番最後の4ページの幼稚園について、新聞報道によりますと、大久保幼稚園を廃園して、3園になるという方針が出ているようなことも書かれていました。一方でこの文書には「適正配置を図ります」と書いており、まだそこまで踏み込んでおられないですが、実際にはどのような状況でしょうか。

【教育部長】 この修正案をつくられた時は、事務局と我々との最終的な調整が終わってなかったかもしれないです。実際には、条例廃止等も含めまして、この計画期間中に、新聞報道にあったような、今4園ある幼稚園を3園にしていくという形で市教委では考えております。条例上は、廃園の提案等もしておりませんので、これからの手続になっていくかという段階でございます。

【部会長】 報道がフライング気味ということでしょうか。

【教育部長】 報道につきましては、市教委が教育委員会でも意思決定をいたしまして、それを議会に報告させていただきましたので、あのおりの方針としては持っております。

【部会長】 具体的な園の名前はここに書くことにならないと思いますので、方向としては再編、適正配置というふうになっておるといことです。この第3期の計画の最終確定までに状況が変われば、それを反映させるということですね。

【教育部長】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。

今の3つ目の大分類4に関連して、何かよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 そうしましたら、改めて全体を通して、今回これまでの議論をお聞きいただいでいて、新たにお気づきの点等、ご質問やご意見ということで、大分類3、4を通じてお願いできればと思います。

【事務局】 高齢者の福祉のところ、高齢者の買い物対策につきまして、他の専門部会でも議論をしていただいでいた中で、今回教育福祉専門部会でもご議論はいただきたいと思ひます。高齢者のところにそういった表現をするのかどうかも含めて、少し委員の皆様のご意見をいただけたらと考えております。

【委員】 高齢者の買い物対策は、日用生活を手にとり購入できない状態となっていることは、市の基本的人権の侵害にも係ることではないでしょうか。これは、大分類2中分類5小分類2「消費生活の問題」ではないかと思ひました。ところが、実際には大分類2中分類4小分類2「商業活動」の中で取り上げられています。消費生活は、生きていくための非常に大切なものなので、むしろ大分類2中分類5小分類2に高齢者の買い物対策を入れていただきたいです。

【事務局】 市民環境専門部会でも、もともと「商業の振興」のところに挙げていたもので、ご意見も含めて、議論はいただきました。宇治市としては、大型店舗が閉店したという課題もあるということで、まずは「商業の振興」のところに買い物対策を挙げさせ

いただいているのが1つです。

また、今の「消費生活の充実」という分類の中身が、高齢者という意味合いを含めて、市民環境の専門部会の中では「商業の振興」のところで一定、表記をしていこうという議論でしたので、今回、教育福祉の高齢者福祉のところでご議論いただけたらということです。

【部会長】 ここで議論ということですが、具体的な項目の位置付けはどこを考えたらよろしいですか。

【健康生きがい課長】 福祉の部分に関連しまして、第3期中期計画施策（小分類）作成（案）におきましては、101ページ、大分類3「健康でいきいきと暮らせるまち」、中分類3「長寿社会への対応」、小分類2「高齢者福祉サービスの充実」です。こちらの現状と課題の3段落目、「高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まい・社会参画・生きがいが一体的に提供される宇治方式の地域包括ケアシステムの構築に取り組む」必要があると述べているところでして、福祉の側面からそういう部分は関連すると思っているところでは。

したがいまして、資料103ページ、取組の方向5の宇治方式の地域包括ケアシステム推進のところで、「医療・介護・予防・生活支援・住まい・社会参画・生きがいが一体的に提供される宇治方式の地域包括ケアシステムを推進するため、関係機関と連携し、施策展開を図ります」という形で方向をお示ししております。具体的な中身は、地域包括ケアシステムの中で生活支援という側面から、例えばNPOなどによる送迎サービスや買い物支援などの取組を検討していく必要があるのではないかと考えています。

【委員】 資料①103ページ、第3期中期計画4のところで、高齢者の権利擁護の説明の中で、「普及啓発」とありますが、何の普及啓発でしょうか。

もう1つが、111ページの取組の方向1、母子保健対策の推進の後半部分に、「乳幼児の健康診査を行い、支援の充実を図ります」とありますが、健康診査はこれまでもずっと実地されている中で、課題としては、受診漏れがあるわけです。何らかの理由で、全ての子どもが受けていない。それによって、虐待など、色々な問題が派生してきていると思いますので、全ての乳幼児がしっかりと漏れがないように健康診査を受けてもらって、そして必要な乳幼児や親への支援をしていかなければいけないと思いますので、検討していただきたいと思っております。

【健康長寿部長】 まず、103ページの高齢者の権利擁護の普及啓発の前に、「虐待相談の窓口や成年後見制度等の普及啓発や」を入れるのが適切かと思えます。再検討させていただいて、次回までには整理をしたいと思えます。

【保健推進課長】 現在、3カ月健診の実施率が約99%、28年度ベースでしたら98.8%ということで、ほぼ100%に近い実施をされていて、その実施を受けられてない方は、実家出産などで宇治市を離れておられる方です。ほぼ限定された方が受けられて

ないと。そういった方に対しても、本市としては赤ちゃん訪問、全戸訪問事業というのをしておりまして、お母さんと子どもさんとコンタクトがとれて、10カ月健診や1歳8カ月健診という形でつないでいますので、一定、母子保健事業としては、100%のお子さんに対して何らかのフォローはさせてもらっています。

ただ、表記としては、各事業を全て網羅すると、結果としてかなり膨大な計画書になってしまいますので、事業展開をどこまで載せるかは、事務局と相談させていただいた上で、次回またご報告させていただきたいと思います。

【部会長】 0.何%と、非常に少ない数ですが、そこに実質的に大事な問題や、課題があると思いますので、ご検討いただければと思います。

【委員】 6ページ、大分類3中分類3小分類1「長寿社会」という表現については、基本構想部分であるため、変更しないということです。長寿社会という言葉自体に曖昧なところがありますが、長寿社会について述べているのはどこの小分類でしょうか。

【健康長寿部長】 長寿社会の現実の定義みたいなものがおそらく曖昧とおっしゃっていると思いますが、97ページの現況と課題の冒頭に書いてあるのは、今の高齢化社会、高齢社会、高齢化率21%を越えて「超高齢社会」という言い方をするならば、長寿社会をかえて、「超高齢社会への対応」がふさわしいかもしれません。

ただ、健康長寿という意味合いが加わってくると、超高齢社会の中での課題も含めたニュアンスが少し出てくるので、どちらが適切かもう少し考えなければいけません。今日の修正一覧に書いてあるように、もともとの構想の記述なのでというところを改めて直しましょうということで判断をするならば、先ほども言いましたように、「超高齢社会への対応」という表現に直すのは1つかなと思いますが、もう少し検討させていただけたらと思います。

【部会長】 中分類の表記の変更は、他の部会や全体が関わってくるとと思いますので、宿題にさせていただいて、次回また改めてご説明をしたいと思います。

あと、いかがですか。

【委員】 103ページの高齢者の権利擁護のところ、「高齢者の尊厳のある生活」があり、障害者のほうでも、「尊厳ある」とあります。尊厳あるというのはどういうことを言うのでしょうか。もう少し一般的な市民が分かりやすい言葉はないのかと思います。

それから、97ページ、「自己実現を図るとともに」という、自己実現という言葉もよく使われますが、自己実現ということで、自己に内在しているものを実現するのか。それよりも、高齢者であっても、新しいものを取り入れていくんだという自己形成という意味合いのほうが本当は大事ではないかと思います。

それから、103ページに「介護予防」という言葉があります。介護は予防しなければいけないのか。介護は悪いことか。介護はすばらしい言葉なんです。介護は心を通わせるお手伝いという意味だろうと私は解釈しています。

それがなぜ予防の対象になるのか。これは要介護度が1から2、2から3、3から4に

なるのを防ごうという意味だと思います。

それから、「認知症の人にやさしいまち」、認知症の人にやさしいというのは、上から助けてあげるといった感じがしてなりません。宇治市も認知症の人にやさしい宇治から一段上がって、認知症の人と生き生き宇治という方向に、お考えになったら、もっとすばらしいのではないのでしょうか。

【健康長寿部長】 認知症の人にやさしいまち・うじも宣言しておりますので、このフレーズを今すぐ変えるのは難しいですが、先ほどの委員がおっしゃっていることは本当に大切なことをたくさん含んでいますので、行政の者としても、どこまで受け止められるかは本当に大事なところかと思いつながりながらお聞きし、引き続きいろんなことを勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【委員】 115ページで、より良いサービスを提供する、保育所や認定こども園の安全対策など、色々なことを進めていくに当たっては、保育士さんの確保、充実などが密接に関わってくると思いますが、その辺りについては特に触れられていません。保育士の方の確保や、保育士の方も安心して働ける職場がすごく大事なことだと思いますので、またご検討をお願いします。

【保育支援課長】 保育士の確保というところは、非常に大きな課題と受け止めております。行政では公立保育所を運営しており、公立については直接保育士を雇用するという立場にありますが、現状では、保育士の確保がなかなか難しいという実態もあります。また、民間の保育園についても同様の傾向はお聞きしております、非常に大きな課題です。第3期中期計画115ページ、取組の方向3についてですが、最後の「民間保育所・認定こども園への支援を図ります」という文言があります。民間保育所や認定こども園に対する財政的な支援を活用していただいて、保育士の確保に努めていただくという意味合いも含んでいると考えております。

【部会長】 ほか、いかがでしょうか。全体的に皆さん方のご意見を伺っていて、福祉という概念、考え方の幅が、よく言われるウェルビーイング、より良く生きるという理念に照らすと、まだまだ狭い意味での社会福祉にとどまっているようなところが総合計画全体のベースにあると思われませんが、次の長期計画の時には、しっかり理念としてもう少し据え直すことができると思います。今日いただいたご意見は非常に貴重なご意見ですので、直接今回の中間の見直しには反映できなくても、ぜひ記録にとどめていただいて、今後に活かしていただければと思います。

今回につきましては、一応ここで一旦閉じさせていただきたいと思ひます。

4. その他

◇事務局より今後の予定の説明

5. 閉会

【部会長】 それでは、今日も皆さん、活発なご意見をありがとうございました。次回もぜひよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

— 了 —